

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月24日
【ファンド名】	米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース / 毎月分配型) (DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD))
【発行者名】	DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)
【代表者の役職氏名】	シニア・リーガル・ドキュメンテーション・マネージャー エレーナ・ドロズドフ (Elena Drozdov, Senior Legal Documentation Manager) リーガル・ドキュメンテーション・マネジメント シニア・チーム・マネージャー アントニア・セルキンスキー ¹ (Antonia Selkinski, Senior Team Manager Legal Documentation Management)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、 ブールバール・コンラ・アデヌール2番 (2, Boulevard Konrad Adenauer, 1115 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

1 【提出理由】

DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.) (以下「管理会社」といいます。) が管理する米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース / 毎月分配型) (DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)) (以下「ファンド」といいます。) について、2024年6月21日付で解散の決定がなされました。

よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

2 【報告内容】

(イ)当該解散等の年月日

2024年8月28日 (繰上償還予定日)

(ロ)当該解散等に係る決定に至った理由

ファンドの純資産総額が、受益者の最善の利益を考慮したうえで、ファンドにおいて経済的に効率的な管理・運用を行うために必要とされる最低水準を下回ると取締役会および投資運用会社に判断される額まで下落したため、管理会社は、ファンドの約款第15条にしたがって、2024年6月21日を効力発生日として、ファンドの清算手続を開始することを決議しました。

(ハ)法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した2024年6月21日付の書面により、登録受益者である日本における販売会社に通知しました。

添付書類

1. 在職証明
2. 委任状